

鳥取縣公報

昭和十六年二月七日
第一千二百五號

金曜日

本書ノ大キキ國定規格A5列

訓令

○鳥取縣訓令甲第一號

昭和十二年一月鳥取縣訓令甲第三號鳥取縣方面委員執務規程中左ノ通告改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年二月七日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

第十二條中第二號「救護法」ノ次ニ「母子保護法」ヲ加ヘ「軍事

救護法」ヲ「軍事扶助法」ニ改ム

第十三條ノ二ヲ左ノ通告ム

方面委員ハ門標ヲ掲ゲ執務ノ際ハ所定ノ徽章ヲ佩用スベシ
前項ノ門標及徽章ハ方面委員ヲ解任セラレタル場合ハ直ニ之
ヲ返納スベシ

第十七條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第十七條ノ二 方面事務所ニハ其ノ門戶ニ様式第三號ノ標札ヲ掲

ゲ日誌及方面世帯票其ノ他必要ナル書類ヲ備ヘ置クベシ
第十九條ヲ左ノ通告ム

方面委員會ハ毎月一回以上之ヲ開クベシ

第二十條中「方面委員會ノ開催ハ豫メ之ヲ」ノ次ニ「方面顧問」

ヲ加フ

第二十三條中「其ノ概況ハ毎月十日迄ニ前月中ノモノヲ取纏メ別
記第三號」ヲ「其ノ狀況ハ開催毎ニ直チニ別記第四號」ト改

ム
別記第三號様式ヲ左ノ如ク定ム

様式 第三號

標 札

鳥取縣 市町村方面事務所

二 尺

五寸

鳥取縣公報

每週日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十六年二月七日

(昭和四年四月十五日)

第三種郵便物認可

一

別記第四號様式ヲ左ノ如ク改ム
様式 第四號

方面委員會狀況報告書

郡市 方面委員會長
村町 市町村長 (印)

昭和 年 月 日

會名	方面委員會	司會者
會場	市町村	開會 午 時 分
開催日	年 月 日	閉會 午 時 分

出席者	方面委員名	計 名
	方面顧問	
	方面參事名	
	方面書記又ハ市町村吏員	

◇鳥取縣訓令甲第二號

農林省所管重要物資現在高調査事務取扱手續左ノ通定ム

昭和十六年二月七日

鳥取縣知事

入 田 三 郎

市 町 村 長

第一條 農林省所管重要物資現在高調査事務取扱手續
 三二九號資源調査令、昭和十六年農林省令第九號農林省所管

重要物資現在高調査規則(以下規則ト稱ス)ニ定ムルモノノ
 外本手續ニ依リ取扱フベシ
 第二條 市町村長ハ毎年各調査期日前二十日現在ニ依リ準備調査

事項 考參	事項合打ハ又議協、究研

トシテ管内ニ於ケル規則第二條該當者ニ就キ、經營体ノ氏名
 又ハ名稱、所在地及營業ノ種類ヲ調査スベシ
 前項ノ調査ヲ終リタルトキハ様式第一號ニ依リ調査期日前十
 五日迄ニ知事ニ報告スベシ
 第三條 調査用申告書用紙ハ調査ノ都度之ヲ知事ヨリ市町村長ニ
 交付ス

市町村長前項用紙ヲ受領シタルトキハ直ニ農林省所管重要物
 資現在高調査員ニ交付スベシ
 第四條 市町村長規則第六條ノ申告書又ハ規則第九條ニ依リ知事
 ノ指定スルモノノ申告書ヲ受理シタルトキハ様式第二號ニ依
 ル送致目錄ヲ添付シ調査期日後七日以内ニ知事ニ提出スベシ
 第五條 市町村長ハ農林省所管重要物資現在高調査員タルニ適當
 ト認ムル資源調査員ヲ選定シ様式第三號ニ依リ知事ニ内申ス
 ベシ。其ノ異動アリタルトキハ亦同ジ。

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式 第一號

年 月 日

知 事 宛

何市(何郡何町村)長 氏 名 ㊦

農林省所管重要物資現在高調査規則該當者報告ノ件
 標記ノ件農林省所管重要物資現在高調査事務取扱手續第二條ニ依
 リ左ノ通及報告候也
 記

營業ノ種類	月日現在數	前調査期日現在數	増減	備考
規則第二條第一號該當者				
規則第二條第二號該當者				
規則第二條第三號該當者				
規則第二條第四號該當者				
規則第二條第五號該當者				
規則第二條第六號該當者				
規則第二條第七號該當者				
規則第二條第八號該當者				
規則第二條第九號該當者				
計				

注 意

一 備考欄ニ増減ノ事由ヲ附記スルコト

様式 第二號

年 月 日

知 事 宛

何市(何郡何町村)長 氏 名 ㊦

農林省所管重要物資現在高申告書提出ノ件
 標記ノ件農林省所管重要物資現在高調査事務取扱手續第四條ニ依
 リ左記目錄ノ通及提出候也
 記

物資名	現在數量	所有數量
普通 木炭	貫	貫
ガス 木炭	貫	貫
大豆	石	石
味噌	貫	貫
油	リットル	リットル
諸味	石	石
諸味カラ製成シ得ル醬油	石	石
申告書總枚數	枚	

様式 第三號	年 月 日	何市(何郡何町村)長 氏 名 印
知事宛	資源調査員内申ノ件	
左記ノ者本市(町村)農林省所管重要物資現在高調査員タル資源調査員トシテ適當ト認め候ニ付御任命相成度此段内申候也		
擔當區域(擔當調査客體數)	氏名	職業 住所 生年月日 履歷概要 備考

注意
 一 現在高ハ申告書ノ四欄ト一〇欄トヲ合計スルコト
 二 所有高ハ申告書ノ四欄ト五欄トヲ合計スルコト
 但シ諸味及諸味カラ製成シ得ル醬油石數ハ欄外記載ノモノヲ合計スルコト

告示

鳥取縣告示第百十八號

氣高郡大鄉村福井第四耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ
 昭和十六年二月七日
 鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣告示第百十九號

國民體力法第九條ノ規定ニ基キ國民體力管理醫トシテ選任シタル者左ノ如シ
 昭和十六年二月七日
 鳥取縣知事 八 田 三 郎

「國民體力管理醫ヲ命ス」

地方技師	熊野誠治
衛生技師	石原嶽
同	吉岡ツグ
同	櫻井重雄
同	林井トク
同	富岡綾子
同	井上綾子
同	永井純三
同	石川一郎
同	醫師

「國民體力管理醫ヲ囑託ス」

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
岸田輝雄	藤田龜夫	野坂綱定	北岡信親	大西要	中村悠藏	荒川俊三	高島義治	倉重	同

鳥取縣告示第百二十號

昭和十二年一月鳥取縣告示第十四號鳥取縣方面委員規程中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 昭和十六年二月七日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

第三條 方面ニ方面委員五人以内毎ニ一人ノ割合ヲ以テ方面常務委員ヲ置ク

方面常務委員ノ任期ハ四ヶ年トシ方面委員會ニ於テ方面委員ノ互選ニ依リ之ヲ定ム

第四條 方面ニ方面事務ヲ設ケ方面事務ヲ處理スル爲方面書記ヲ置ク方面書記ハ關係市町村吏員中ヨリ市町村長ノ推薦ニ依リ知事之ヲ命ズ

第五條 方面ニ方面參事ヲ置キ關係市町村長、小學校長、及警察官吏其ノ他適當ト認めル者ニ付知事之ヲ囑託ス

第五條ノ二 方面ニ方面顧問ヲ置クコトヲ得
 方面顧問ハ方面事業ニ功勞顯著ナル者及學識經驗アリ適當ト認めル者ニ付知事之ヲ囑託ス

第六條 知事ハ必要ニ應ジ方面常務委員方面顧問又ハ方面參事ノ全部若ハ一部ヲ招集スルコトアルベシ

第七條 方面委員會ノ組織ニハ市町村長、方面顧問、方面參事、其ノ他適當ト認めル者ヲ加フ
 會長ハ市町村長ヲ以テ之ニ充ツ

第八款 縣	債	一〇、〇〇〇	第一款 土木	三、八、六七三
歲入臨時部計	債	五五、八三八	第一項 土木建築監督吏員費	一、三〇一
歲入合計		八〇、八九四	第三項 道路	一〇、〇〇〇
歲出			第五項 指導監督費	一五、三七二
經常部			第八項 河川	二二、〇〇〇
縣職員諸費		一、七〇七	第九項 港灣浚深費	二〇、〇〇〇
俸給諸費		六七五	教育費	三〇〇
警察費		一、〇三二	特別會計補充費	三〇〇
俸給及諸給費		一、五九四	第一項 勸業	七二〇
應給費		一、〇一一	勸業補助費	七二〇
教育費		五八三	勸業補助費	八、〇一五
師範學校及入頭高等女學校費		一〇、四〇二	勸業補助費	八、〇一五
第一項 師範學校及入頭高等女學校費		三、一九五	勸業補助費	八、〇一五
第二項 農業學校費		六〇八	勸業補助費	三、六三〇
第三項 農事諸費		二、六四八	勸業補助費	三、六三〇
第四項 學務諸費		三、九五一	勸業補助費	三、六三〇
第五項 教職員共濟事業費		三、四五四	勸業補助費	八七九
第六項 勸業獎勵費		三、四五四	勸業補助費	二、六二一
第七項 社會事業費		一〇、六〇〇	勸業補助費	一、七四二
第八項 社會事業諸費		三、六〇〇	勸業補助費	二、六七八
第九項 勞務動員協議會費		七、〇〇〇	勸業補助費	五三、一三七
歲出經常部計		二七、七五七	勸業補助費	八〇、八九四
臨時部			歲出合計	一四、七二一
使用料及手數料				
第七款 臨時部				

第九款 臨時部	使用料	一三、二二三	第一項 智頭農林學校施設費本	一三七、一二五
第九項 雜手	料	一、五〇〇	第一項 智頭農林學校施設費本	三〇〇
第七項 過年	收入	一五、四四一	第二項 實習諸費	三〇〇
歲入經常部計		三〇、一六三	歲出合計	三〇〇
第二項 國庫補助金		六〇〇		
第三項 教育費補助金		六〇〇		
第三款 寄附金		二四一、五三五		
第二項 教育費寄附金		二四一、五三五		
歲入臨時部計		二四一、一三五		
歲入合計		二七二、二九八		
歲出				
經常部				
第七款 教育費				
第七項 師範學校費		三〇、七六三		
第八項 中等學校費		七〇八		
第九項 高等女學校費		三、二三三		
第十項 農業學校費		六、六〇七		
第十一項 學務諸費		一九、〇六三		
歲出經常部計		一、一五二		
臨時部				
第一項 臨時部		三〇、七六三		
歲出臨時部計		一三七、一二五		
歲出合計				
昭和十五年特別會計日野農林學校實習費				
歲入歲出追加豫算				
第一項 智頭農林學校施設費本		一三七、一二五		
第二項 倉吉中學校臨時設備費		三三、五二〇		
第三項 倉吉中學校臨時設備費		三三、五二〇		
第四項 倉吉中學校臨時設備費		三三、五二〇		
第五項 倉吉高等女學校臨時設備費		三三、五七〇		
第六項 倉吉高等女學校臨時設備費		三三、五七〇		
第七項 倉吉高等女學校臨時設備費		三三、五七〇		
第八項 根雨高等女學校臨時設備費		三八、三二〇		
第九項 根雨高等女學校臨時設備費		三八、三二〇		
第十項 根雨高等女學校臨時設備費		三八、三二〇		
歲出臨時部計		二四一、五三五		
歲出合計		二七二、二九八		

鳥取縣告示第百二十四號

岩美郡浦富町大字浦富栗村昇一ニ對シ羊豚家兔商免許鑑札左ノ通下附セリ

昭和十六年二月七日

鳥取縣知事

八 田

三 郎

- 一 免許年月日 昭和十六年一月三十一日
- 一 免許鑑札番號 第七四號
- 一 取扱家畜 豚

鳥取縣告示第百二十五號

森林法ニ依リ左記箇所ヲ保安林ニ編入セントス

昭和十五年二月七日

鳥取縣知事

八 田

三 郎

大字	字	地番	地目	鳥取縣知事	臺帳面積	編入見込面積	所有者
東伯郡西郷村	下餘戸	屋敷廻リ 三	山林	町反畝 四一〇	町反畝 四一〇	新宮山神社	
	入屋	上尾 三八二ノ二	同	七〇〇	七〇〇	福井久太郎	
	栗尾	末谷奥 四三九	原野	二九一〇	二九一〇	西郷友村	
	同	末谷平 四二三ノ二	山林	二〇一五	二〇一五	福澤友藏	
	同	本谷南平 五六八	同	一、四五一〇	一、四五一〇	山田きん	
	同	同 五六九ノ二	同	一七〇〇	一七〇〇	山本久藏	
	同	同 五七一ノ二	同	三〇〇	三〇〇	向井清太郎	
	同	同 五四ノ四	原野	一、二〇〇〇	一、二〇〇〇	西郷村	
	同	同 五四ノ五	同	二五〇〇	二五〇〇	同	
	同	同 五四ノ六	同	五〇〇〇	五〇〇〇	同	
	同	同 四九二内第一	山林	七二〇	七二〇	福井辨藏	
	伊木	奥谷					

鳥取縣告示第百二十六號

氣高郡大郷村金澤第三耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十六年二月七日

鳥取縣知事

八 田

三 郎

同 郡矢送村	同 關金宿	同 郡由良町	同 大谷	鳥取縣知事	八 田	三 郎	金田	由良町
瀧山ノ内一 二二七四	原野 五二五	原野 五二五	雜種地 二七〇六〇〇	八〇〇〇〇	八〇〇〇〇	由良町	由良町	由良町

鳥取縣告示第百二十七號	
價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左記ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非サル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス	昭和十六年二月七日
鳥取縣知事	八 田 三 郎
一 組合ノ名稱及地區	鳥取縣富士ロップ製造販賣業組合
(イ) 名稱	鳥取縣一圓
(ロ) 地區	鳥取縣一圓
二 構成員タル資格	地區内ニ於テ富士ロップノ製造又ハ販賣ヲ營ム者
三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日	鳥取縣一圓

種別	品種	規格	單位	生産者販賣價格	卸賣價格	小賣價格	備考
富士ロップ	特上	一分	一貫	九、五〇	一〇、二六	一一、三〇	
同	同	二分	同	八、八〇	九、五〇	一一、四〇	
同	同	三分	同	八、三〇	九、〇〇	一〇、八〇	
同	並	一分	同	六、六九	七、二三	八、七〇	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二分	三分	五分	六分	同	同	同	同	同	同
五、九	五、五〇	六、五〇	六、五〇	同	同	同	同	同	同
六、四七	五、九〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇
七、八〇	七、一〇	八、四〇	八、四〇	八、四〇	八、四〇	八、四〇	八、四〇	八、四〇	八、四〇
再	再	再	再	再	再	再	再	再	再
燃	燃	燃	燃	燃	燃	燃	燃	燃	燃

本表價格ハ賣主店先渡裸價格トス
 (ロ) 實施ノ日 昭和十六年二月七日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
 (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第百二十八號

砂糖配給統制規則第五條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十六年二月七日

私立愛國高等洋裁學校

鳥取縣知事

入 田 三 郎

鳥取縣告示第百二十九號

砂糖配給統制規則第十條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十六年二月七日

下市 三榮 組合

鳥取縣知事

入 田 三 郎

正 誤

一 昭和十六年二月四日發行鳥取縣公報第千二百四號鳥取縣告示第百十五號中左ノ通正誤ス

頁 行

七 一四

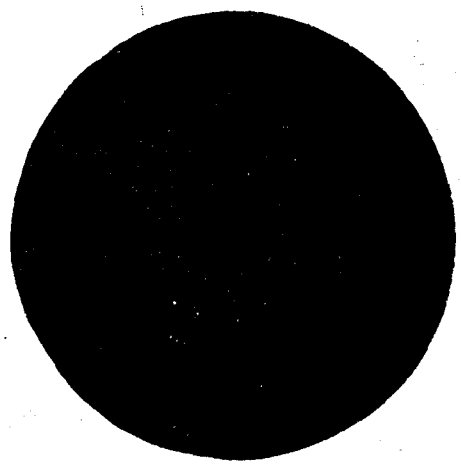
昭和十六年二月四日

誤

昭和十四年二月四日

彙 報 第九十一號

事 變 特 報



舉國一致
 盡忠報國
 堅忍持久

大政翼賛會實踐要綱

- 一、臣道の實踐に挺身す。
即ち、無上絶對普遍眞理の顯現たる國體を信仰し、職分奉公の誠をいたし、ひたすら惟神の大道を顯揚す。
- 二、大東亞共榮圏の建設に協力す。
即ち、大東亞の共榮體制を完備し、その興隆を圖るとともに、進んで世界新秩序の確立に努む。
- 三、翼賛政治體制の建設に協力す。
即ち、經濟・文化・生活を翼賛精神に歸一し、強力なる綜合的翼賛政治體制の確立に努む。
- 四、翼賛經濟體制の建設に協力す。
即ち、創意と能力と科學を最高度に發揮し、翼賛精神に基く綜合的計畫經濟を確立し、以て生産の飛躍的増強を圖り、大東亞に於ける自給自足經濟の完成に努む。
- 五、文化新體制の建設に協力す。
即ち、國體精神に基き雄渾・高雅・明朗にして科學性ある新日本文化を育成し、内は民族精神を振起し、外は大東亞文化の昂揚に努む。
- 六、生活新體制の建設に協力す。
即ち、翼賛理念に基き新時代を推進する理想と氣魄を養ひ、忠孝一本國民悉く一家族の成員として、國家理想に結集すべき科學性ある生活體制の樹立に努む。

目 次

一 二月の興亞奉公日に際して……鳥取縣知事 八田 三郎	六頁
一 帝國議會に於ける 外務大臣の説明演説……………	六頁
一 臣道實踐を如實に反映せる「議會の新體制」……(振興課)	三頁
一 四大節等に一般市町村民の拜賀に就て……………(知事官房)	三頁
一 時局に即應した廳内機構の改革……………(知事官房)	三頁
一 獨逸の勃興とその國民生活……………(振興課)	六頁
一 公有牧野管理方法設定に就て……………(農務課)	三頁
一 示せ銚後の底力!!……………(振興課)	三頁
一 國民學校の實施を前に教員鍛成……………(學務課)	三頁

足らぬ資も工も夫であらま

00713



二月の興亞奉公日に際して

鳥取縣知事 八 田 三 郎

今日は久し振りの大雪となりましたが、皆様のお宅では別にお變りはありませんでしたか。唯今は大政翼賛會本部の喜多國民生活指導部長の「勤勞と増産を主眼とした興亞奉公日」のお話をお聞きになつたことと存じますが、扱て鳥取縣内の皆様、今日の興亞奉公日をどんな風にしてお過しになりましたか。わが國は支那と戰爭を始めましてから今年で五年になります。此の間に世界の情勢は實に驚くべき變化を示しまして遂に歐洲動亂となり、わが國もいろ／＼の影響を受けて参りましたが、今度はいよいよ太平洋上波高くなりまして、先だつての議會に於きましては貴衆兩院とも壯烈なる「戰時體制強化の決議案」が力強く決議されました。「時艱克服」といふ言葉がほんとに身に沁みて感ぜられる秋となりました。若しも今日の興亞奉公日に於て、皆様の中で一人でも戰場に於ける將士方に對して申譯のない様なことをしたり、或は「お休みの日」を考へたりした方があつたとしたならば誠に残念に存じます。若し左様なことがありましたらこの二月の二十八日間に是非々々取り返へしをすることは勿論、各々その持場々々に於てほんとに國に對して忠義となるべき道に一層はげみ度いと存じます。

お正月になりましたから私一番嬉しく思ひましたことは昨年のお米のとれ高の調べが出来まして、わが鳥取縣では七十四萬三千石もとれたこととあります。これは政府で定めました生産目標にはまだ二萬石余り不足するのであります。共、全國で一昨年に比べての増收の割合は第三位といふ素晴らしい好成绩でありまして、各方面で大變力を入れて頂いたお蔭と思ふのであります。然しこの様に鳥取縣では割合に澤山とれ快に存じます。今年には是非もう一奮發^{ひんぱん}しまして生産目標をうんと突破致し度いと存じます。然しこの様に鳥取縣では割合に澤山とれ

00714

たのであります。が、全國的にして見ますと大變不作でありまして、朝鮮、臺灣を加へましても前年より遙かに減收でありますので、鳥取縣では割當てられました政府米はみんな出すことが出来ませんが、其のあとは矢張り従來通り充分節米しなければならぬことは言ふまでもないこととあります。

大政翼賛會の鳥取縣に於きまする縣、郡、市、町村の各支部の組織も段々整つて参りまして、今月は各郡市町村の支部發會式が續々と擧げられる段取りになりました。協力會議の方も今月中には各郡に於て、又來月は縣に於きまして夫々第一回の會議を開く運びとなる豫定であります。この大政翼賛會の組織が完備して参りますにつれまして、従來の國民的組織をもつ各種の團體が夫々整備して参るのであります。先づ従來の大日本青年團、大日本聯合女子青年團、大日本少年團聯盟及び帝國少年團協會のこの四つの團體が統合して、新たに大日本青少年團といふのが去る一月の十六日に誕生致しました。鳥取縣に於きましても近く従來の團體を改組致しまして新体制の新しい第一歩を踏み出すことになつて居ります。

一昨日國家總動員法の改正法案が衆議院に提出致され審議せられて居ります。この改正法案によりますと、物資、物價、勞働等の統制が一層強化せられ、企業の新体制、或は産業團體の再編成などといふ重要國策が速かに解決せられることになるのであります。唯今の緊迫した情勢の下にありますわが國に於きまして極めて必要な法案であると存じます。速かに議會を通過しまして戰時體制が愈々整備せられることを祈つて已まぬ次第であります。

この機會に最近實施されました統制會のことを一つ申上げて置き度いと存じます。それは土地建物等の價格の統制に關する法律のこととありますが、この土地や建物が事變以來非常に騰貴したことは御承知の通りでありまして、生産力の擴充を非常に必要とするとき、大きな障害となつてゐたのであります。今度その弊害の最も大きな部分に就いて他の澤山の品物同様、統制されることになつたのであります。即ち一昨年の九月十八日以後に他人から買ひ取つた土地、建物、建物は一定の經費や其の他の金額を加へた額以上には買れなくなり、又、價格の判定が難かしいとき、宅地を分譲するとき、宅地以外の土地を宅地として賣らうとする場合などに地方長官の認可を貰はなければならぬ様になつたのであります。

次に中小商工業者の轉業對策の問題が重要な問題となつて参りました。政府に於きましてもいろ／＼施設を始めようとして居りま

すが、鳥取縣では逸早く中小商工業振興協議會といふのを舊職作りまして既に二回の會議を開き唯今全縣的に基本調査を致して居ります。この基本調査に基きまして最も適切な方法を速かにたてて直ちに實行に移し度いと思つて居ります。今日のお話を常會の席でお聞き下さつてゐる所もあらうと存じます。いよく眞劍に常會の眞價を發揮して頂きたいと存じます。今晚はこれで失禮致します。

(二月一日の興亞奉公日に於ける講演放送)



帝國議會に於ける 外務大臣の説明演説

本日第七十六議會の初めに當りまして、こゝにわが外交の近況につき説明する機會を得ましたことは、私の最も欣幸とする所であります。

三國同盟條約の締結 皇國の外交が、わが華國の理想たる八紘一宇の大精神に隨ひ、萬邦をして各々その所を得しむるに存する

ことは、申すまでもない所であります。昨年九月二十七日締結された日獨伊三國同盟條約の目標とする所も、亦かゝる大理念の貫徹にあるのでありまして、同條約締結に當り、畏くも大詔の渙發を拜し、國民の向ふべき所を御明示されましたことは、まことに、恐懼に堪へぬ所であります。

本條約において、獨伊兩國は、皇國が大東亞に新秩序を建設し且つその圈内において、指導力を保有することを承認したのであります。皇國の志す所は、大東亞圈内に於ける各民族をして、その本然固有の姿に立返らしめ、和衷協同、共存共榮、いはば、國際的に隣保互助の實を擧げ、以て世界大同の範を垂れんことを期するといふ事に盡きるものであります。またわが國は、獨伊兩國のヨーロッパにおける同様の努力に關し、その指導的地位を認めこれに支援し、これに協力せんことを約したのであります。即ち

三國同盟條約は何國をも敵視せず、世界新秩序建設を目的とする強力なる提携であるのであります。既に本條約に基づき、三國の首都に混合委員會の設置を見る運びとなり、三國の親善關係は政治的にも、軍事的にも、經濟的にも、將また文化的にも、いよく本緊密の度を加へつゝあります。また昨年十一月中本條約前文の趣旨に従ひハンガリー、ルーマニア及びスロヴァキアの三國が條約に参加致しました。申す迄もなく、今後わが外交は、八紘一宇の大理念を基調とし、この三國條約を樞軸として、運用せらるるものであります。

なほ本條約について特に説明を加へて置きたいと思ひますことは、その第三條であります。即ち、同條によれば「三締約國中何れかの一國が現に歐洲戰爭または日支紛争に參入しをらざる一國によつて攻撃せられたるときは、三國はあらゆる政治的、經濟的及び軍事的の方法により相互に援助すべき」義務を負うてゐることは明白であります。いやしくもかゝる攻撃を受けたる場合にはこの規定による義務は當然に發生するのであります。

序を以て一言致しますれば、イタリヤの軍事行動につき種々の宣傳が行はれてゐるやうであります。遠からず我が盟邦イタリヤが、その所期の目的を達することは、私の疑はざる所でありま

す。日滿關係 大東亞における諸國のうち、わが國と特殊不可分の關係に在りまする滿洲國は、建國以來早くも十年の歳月を重ね、國礎漸く固きを加へ、國際的地位も日を逐うて向上し、國運隆昌に赴きつゝあることは、御承知の通りであります。而して、昨年

皇紀二千六百年に當り、わが皇室に御祝詞を述べさせられるため同國皇帝陛下の御訪問を見ましたことは、いよく以て兩國が一徳一心の關係を具現しつゝあることの顯著なる表徴として、日滿兩國國民の、ひとしく慶賀措く能はざる所であります。また過般は、日華基本條約締結と同時に、日滿華共同宣言により、中華民

國は滿洲國を承認し、滿華兩國間に大使の交換を見ることとなりました。

日支關係 出來得ることならば、一日も速かに、支那事變を處理することが、大東亞共榮圈樹立について望まじきことでありますので、現内閣成立以來、蔣政權の反省を促し、汪精衛氏を主班とせる南京政府との合流促進を企圖したのであります。しかしながら

は未だに反省する所なく、抗戰を續けてをります。しかしながら蔣政權内部の分裂軋轢漸く激化し來り、同政權支配下の民衆は、物價騰貴、物資不足その他あらゆる艱苦窮乏に悩まされてをり、また一面蔣政權の抗戰力も低下し、他面最近は共產軍の勢力頗る増大し、次第に國民軍の地盤を蠶食しつゝあるやうな實情であります。蔣介石も共產軍の跋扈跳梁には餘程苦しめられてゐる模様であります。窮狀かくの如きにも拘らず、今なほ抗戰建國を標榜する主なる原因は、英米殊に米國の援助に望みをかけると共に過去の行懸りに捉はれてゐるためであると思はれます。英國は、昨年六月、一時香港及び緬甸援蔣ルートを通ずる物資の輸送を止めたのであります。三國同盟成立後、十月十八日に至り、緬甸ルートを開し、爾來物資の輸送に努めてゐる模様であります。また最近蔣政權に對し一千萬磅の借款を與へました。米國もまた

00717

これと前後して、一億弗の借款を約束しましたが、目下米國は國を擧げて、英國に對して大規模の援助を企ててゐる際でもあり、また忠勇果敢なるわが航空部隊の適切な處置により、緬甸ルートがしばしば大破損を蒙りつつある現状において、實際幾許の援助をなし得るか、甚だ疑問であります。

右の如き情勢に鑑み、わが政府は既定方針に従ひ、昨年十一月三十日、南京の國民政府を承認し、これと基本條約を結んだのであります。この條約は善隣友好、經濟提携及び共同防共の三原則を具體化したものでありまして、日華兩國の相互にその主權と領土とを尊重しつゝ平等互惠の原則により、緊密なる經濟提携を行ひ、また兩國は共同して共產主義を防禦するため、蒙疆及び華北の一定地域に皇軍の駐屯すること等を規定してをります。皇國が領土及び戰費の賠償を求めず、また進んで治外法權を撤廢し、租界を返還するの方針を約したことは、東亞民族の道義による結合を衷心願してゐる一つの確乎たる表現であり、證左であります。已に基本條約を締約し、日滿華共同宣言も發せられたる以上、我々は一意専心、汪精衛氏を主班とする國民政府を援助し、名實共にこれを中華民國の中央政府たらしめねばなりません。斯くして日滿華三國を幹根とし、いよいよ大東亞共榮圈の樹立に向つて萬難を排し邁進せんとするの態勢を執り來つたのであります。

蘭印・佛印・タイとの關係 次到大東亞共榮圈内の蘭領印度、佛領印度支那及びタイ國等の關係を一瞥しまするに、蘭印、佛印等は地理的情勢その他の上よりも、わが國と緊密不可分の關係に在るべきで、從來これを阻害し來つた事態は、あくまでこれを匡正

し、相互の繁榮を促進するため、隣保互助の關係の設定を期せねばなりません。政府はこの見地よりして、昨年九月初旬、特に小林商工大臣を蘭印に派遣致しましたのであります。石油購入その他に關し、重要にして急を要する問題の交渉一段落を告げたるを機會に、長く現地に滞在することを許さない事情もありません。同代表の歸朝を見るに至り、次いで政府は過般その後任として、芳澤元外務大臣を派遣し、已に交渉を再開してゐるのであります。

佛印は支那事變が勃發致しまして以來、援蔣ルートの最も重要なものであります。昨年六月、ヨーロッパにおける情勢の急變と共に、日本と佛印の關係も亦變化を來し、佛印の支那國境閉鎖、皇軍進駐等の事實が相續いで起つたのであります。なほ昨年八月私と駐日佛國大使との間に交換せられたる文書に基づき目下東京において交渉が開かれてゐる次第であります。頗る友好的雰囲気の中に進捗してをります。右はフランスが世界の新情勢と東亞の最新事態に基づき、日佛提携の必要を認識したからに外ならぬと思考致します。

佛印問題に關聯して申し上げたいのは、わが國とタイ國との關係であります。昭和八年の滿洲事變に關する國際聯盟總會の際、同國代表が議場に留まり、獨り敢然して棄權を聲明しましたことは、今なほ我が國民の記憶に新たなる所であります。

昨年六月、彼我の間に、友好中立條約が調印せられ、十二月二十三日バンコクにおいて批准交換を了し、兩國の親善關係はますます緊密を加へつゝあるのであります。同國においては、今次

00718

佛印における失地回復運動が澎湃として起り、目下同國の軍隊は佛印軍と國境において對峙し、衝突頻發の様相であります。かゝる紛争は東亞の指導者たる我が國の到底無關心たり得ざる所でありまして、わが國としては、その一日も速かに解決を見むことを希望する次第であります。

濠洲との關係 今回わが國と濠洲との間に公使を交換することになりましたが、傳統的友好關係に結ばれたる兩國は、今後直接膝を交へて隔意なき話合ひにより、不必要なる誤解を一掃し、兩國の親善促進によつて、太平洋の平和増進に貢獻せんことを期待してをります。

イランとの關係 なほイラン國との間の修好條約は既に御批准の手續を完了し、わが國と近東諸國との關係も最近頗る親善に赴きつゝあります。

アルゼンチン、ブラジルとの關係 更にわが國とアルゼンチン國との間にも、過般相互に公使館を大使館に昇格することに致しました。またブラジル國とは同じく昨年九月文化協定が締結せられ既に御批准を見るに至り、兩國關係はますます敦睦を加へつゝあります。これ等諸國と我が國との關係が、近年政治的にも、經濟的にも、文化的にも、急速に密接となりつゝあることは、眞に慶賀すべきことであると思ひます。

かくの如き外交關係の進展を見まする一方、歐洲戰爭の影響により、在歐大使館中には引揚または廢止の餘儀なきに至つたものもありません。しかしながら、在外交機關については重點主義により、着々その充實を圖つてゐるのであります。なかつた

大東亞共榮圈内においては極力外交網の整備に努めてをります。

日ソ關係 大東亞共榮圏を建設し、東洋平和を確保するために、この際日ソ兩國の國交を現在の儘に推移せしむることは望ましくありません。何と云へば相互の誤解を除き、出来ることならば、進んで全面的に且つ根本的に國交の調整を圖りたいといふ考へを以て折角努力中でありませぬ。滿蒙國境問題、漁業問題、北樺太利權問題等に付きまして、鋭意交渉を續けてをり、なかつた漁業問題に關しては漁業本條約改訂のための日ソ混合委員會設置並びに取敢へず本年度漁業に關する暫定取極につき既に合意を見たやうな次第であります。三國條約第五條の規定も、この趣旨を以て本條約がソ聯邦に對するものでないことを明らかにしたものであります。獨伊兩國も亦同感であるのであります。ソ聯邦が速かに我が方の眞意を諒解するに至り、兩國が交誼妥協の精神を以て、國交調整に成功せしむることを希望してをります。

通商貿易問題 わが國の通商貿易は滿支兩國以外においては、主として英米兩國及びその植民地屬領との間に行はれてゐるのであります。米國は一昨年七月、日米通商條約廢棄の通告以來、逐次わが國に對し、飛行機、武器彈藥、航空用ガソリン、工作機械、層鐵、鐵製品、銅、ニッケル、その他の重要軍需資材の輸出を禁止若くは制限し、また英國屬領各地においては我が國と海運に對し、種々の妨害を加へてをります。これ等に對しては、わが方よりその都度抗議を提出してゐるのであります。この傾向は最近ますます甚だしく、わが國としても十分なる用意を以てこれに處することが必要であり、殊にわが國はこの壓迫に堪ふる必要

00719

からしても、大東亜共榮圈において、自給自足の經濟生活を確保し、高度國防國家體制の建設に邁進せざるを得ないのであります。

日米關係 この點に關聯し、日米關係に言及致します。米國は日本の大東亜共榮圈建設が、わが國の死活的要であることに對し、十分なる理解を示さぬのであります。米國が一面、自ら東は中部大西洋を、西は獨り東太平洋のみならず、他面更に支那及び南洋を以て、その國防の第一線であるかの如き態度をとり、日本の西太平洋支配をすら野心視して、これを非難する如き口吻を洩らすに至つては、餘りにも身勝手なる言分であり、そして、それは決して世界平和の増進に資する所以ではありません。

率直に申せば、私は日米國交のために太平洋上の平和のために、はたまた世界全般の平和のために、かゝる米國の態度を頗る遺憾とする者であります。大國民たる米國民は須らく、その世界平和に對して負ふ所の責任に自覺め、眞に神を畏れる敬虔の念を以て深く反省し、行懸りの如きは大幅してこれを一掃し、現代文明の危機を打開するため、その力を用ひんことを希望してやまないものであります。

現下世界政局の混亂は、なほ當分鎮靜の模様なきのみならず、次第によつては一層激化せんとする傾向にあります。今後、もし、米國が不幸にして歐洲戰爭に捲きこまれ、わが國もまた遂に參戰の餘儀なきに至るが如きことあらば、名實ともに、眞に戦慄すべき第二の世界大戰となり、容易に收拾すべからざる事態に立ち到るでありませう、殊に將來勢の激するところ、今日まで用

ひられた以上の、強烈なる新銳武器を以て戦ふことにもなれば、誰か現代文明の没落戦たらざるを保證出来るでありませうか。故に、我々は大東亜共榮圈樹立の努力を進むるとともに、その遂行途上において、世界の混亂の擴大を防止せんがため、一つには三國條約を結んだのであります。今後我々は一日も速かに、現在の戰爭を終結せしめ、世界の混亂を鎮靜せしむると同時に將來かくの如き禍亂を再發せしめざる方途につき、今日から考へて置く必要があると思ふのであります。

おもふに、わが國は上に萬世一系の、天皇を戴き、團結鞏固なること世界に無比なる家族國家でありまして、國難と共にます。朝野の團結を強めるのを特徴と致します。更に我々はその意を強うするのは、世界政局を左右するに足る皇國の絶好なる地理的條件でありまして、「光は東方より」なる民族的信念に生き、八紘一宇の大理念に燃え、三國同盟條約の目標たる世界新秩序建設の大業に精進すべきであります。私はその成功を疑ひません。而してこの間に處し、わが國民にして十分なる覺悟にあらば皇國の前途また眞に洋々たるものあることを確信致します。

終りに、私は、謹んで聖戰のために斃れたるわが忠勇なる勇士の英靈に對し、衷心よりその冥福を祈るとともに皇軍全體の勞苦に對し深甚なる感謝の意を表し、その武運長久を祈るものであります。

00720



臣道實踐を如實に 反映させる 「議會の新體制」

我國が世界に最も誇るべきは萬世一系の、天皇を戴き、眞に君民一体、一旦緩急あれば上下一致事に當り時難克服に邁進することである。之は何時の時代にも亦如何なる場合にも示顯せられてゐて國威を中外に顯揚してゐる譯であるが、殊に現下高度國防國家を建設せんとする重大時局に當り、去る一月二十一日より再開せられた聖戰下第六回目の戰時議會に於ては、一層其の現はれの顯著なことが窺はれるのである。

即ち新體制下戰時議會の眞面目を發揮し、政府、議會とも渾然一体化して學國一致時難克服に邁進することとなり、衆議院では再會第二日目の二十二日院内に於て議員俱樂部役員會を開いて協議した結果、翼賛體制の決意を一段と力強く表明するため、政府の施政方針演説に對する本會議に於ける質疑を取止めることの劃期的決定を行つた。

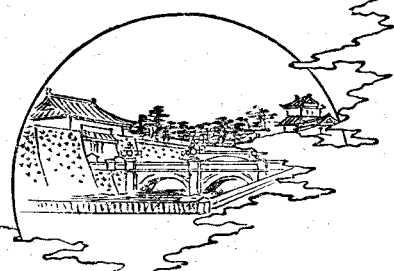
更に衆議院では現内閣を支持して時艱突破に邁進する學國態勢を強力に示顯すると共に、極度に緊迫化する内外の重大時局に對應して時艱克服に關する「戰時體制強化決議案」を決定した。政府側としても斯る衆議院の態度に對應するため緊急閣議を開

いて協議した結果、長期の審議を要するもの、乃至は又現在議會内部に相當異論があり、多少とも相剋摩擦を惹起する虞のある議案等は此の際議會提出を見合せ、豫算の伴ふ法案並に時局處理のために絶対必要なもの、例へば總動員法改正法案、國防法案等緊急を要するもののみを提出し、結局提出法案は半減せられて今議會は眞の戰時議會として専ら明年度戰時豫算案の通過に重點を置くことになつた。

従つて三月二十五日までの會期も二月中旬位までに短縮せられるものと見られ、議會、政府共に全く渾然一体化の新體制に終始して臣道實踐の翼賛議會を終了するものと見られる。

四大節等に 拜賀に就て

新年、紀元節、天長節及び明治節其の他この四大節に準ずべき式日には、從來御眞影を拜戴してゐる學校の拜賀式に當り一般市町村民も禮容を整へて參列拜賀し得ることとなつてゐるのであるが、今回市役所に於ける吏員



00721

拜賀式終了後、充分なる注意をなし市長警護の下に一般市民も相當禮容を具ふる者に限つて拜賀せしむるも差支なき旨、内務省より指示があつたので縣より鳥取・米子兩市長に右通知せられた。四大節等の際市町村民が拜賀式に参列して御眞影を拜し、聖壽の萬歳をことほぎ奉ることを得るのは洵に吾々國民の歡喜に堪えぬ處であつて、國內はもとより海外在留の人々に至るまで實行して居るのであるが、特に遠く萬里異域の地に活躍してゐるわが皇國の臣民が、當日老も若きも大使館等に集まつて拜賀を行ひ祖國を偲び、大日本臣民たるの誇りに一日を過すまは涙こぼるゝばかりであるといふことである。

縣下に於ても各小學校に於ては校下民等しく會同して拜賀し、皇國民の赤誠を捧げてゐるのであるが、今後各市役所に於てもこの拜賀式市民参列が行はれることとなれば、市民各位は端正なる禮容の下に多數参列せられて皇國民たるの眞心を盡し拜賀せられたいものである。

尙拜賀に當つては、帶動者はそれ〴〵規定に従つて御下賜の勳章を佩用参列すべきが本體であるが、從來とかく謙讓的な心持からであるかこれを佩用しない向も多かつたやうである。しかしかくては切角のありがたき聖旨にも反するといふ勿體ないことゝもなる處もあるもので、縣廳關係方面に於ても今後帶動者は全部これを佩用して参列することになつて居るのであつて、一般帶動者も今後これを略することなく、正式に佩用して参列するやうせられたいものである。



時局に即應じた 廳内機構の改革

八田知事は着任以來高度國防國家の建設、新體制への新發足として廳内機構を改革すべく銳意立案研究を行つてゐたが、今回いよゝ之が成案を見て次の如く決定し、二月五日よりこれを實施せられ、同時に之に伴ふ人事の異動も行はれた。

即ち總務部の機構改革については中央の方針に従ひ、曩に行はれた地方税制改革後に於ける市町村行政の運営を完璧にし、以て市町村の機能發揮に遺憾なきを期すると共に之が運行の萬全を期すべく改革せられたものである。

それに依ると、總務部に於ては地方税制の円滑適正なる運用を圖るため地方税に關する事務を一括管掌する稅務課が新設せられ更に國民精神總動員の強化せられるに及び、之に即應する事務及び大政翼贊運動に關する事務、地方自治の振興に關する事務等を管掌するため、從來の時局課を廢して振興課が設置せられ、經濟部に於ては經濟新體制の確立を要する時、而も物資物價の統制、

00722

食糧増産等益々事務は繁劇となり、此の際分課を多くすることは却つて事務の連絡統制を缺き、所謂重點主義に依つて國策に順應した事務の刷新を期することが出来ないで、農務行政の單一化を圖るため農産課と規畫課を併せた一元的大農務課を設け、結局總務部では從來の六課が七課に、經濟部では七課が六課に改廢せられた譯である。

此の中大變革を見たのは庶務課の從來の事務分掌に、新に「各種選舉ニ關スル事項」「市町村吏員ノ互助共済施設ノ指導監督ニ關スル事項」「縣及市町村其ノ他公共團體ニ對スル重要物資ノ需給統制ニ關スル事項」「國家總動員事務(他ノ主管ニ屬セルモノヲ除ク)ニ關スル事項」が加へられ、地方課は唯「市町村其ノ他公共團體の行政及財政ノ實地指導監督ニ關スル事項」のみとなつた。

こゝに注意して置く點は地方課は、從來市町村其の他公共團體の行政經濟の監督に關する事項を分掌してゐたのであるが、それが此の度の改革に依つて二つに分割せられ地方課は専ら市町村其の他公共團體の行政を實地に當つて指導監督するのであつて、庶務課では、之が市町村其の他公共團體の行政の事務監督をする建前となつたのが從來とその趣を異にしたところである。

又時局課に代つて新に設置せられた振興課には、從來時局課の分掌してゐた事務の外に「地方自治ノ振興ニ關スル事項」「町内會部落會等ノ整備指導ニ關スル事項」「選舉肅正ニ關スル事項」が加へられ、稅務課は「府縣稅ノ賦課徵收ニ關スル事項」「其ノ他稅務ニ關スル事項」「地方分與稅ノ分與ニ關スル事項市町村間

ノ營業稅ノ分割ニ關スル事項」を分掌することゝなつた。更に一元化された農務課には、從來の農産課、規畫課の分掌事務の外「農山漁村授産施設ニ關スル事項」「食糧需給調整ニ關スル事項」「農山漁村努力調整ニ關スル事項」等が新に設けられて此處に大農務課が出現したのである。

總務部 庶務課

- 一 縣會及縣參事會ニ關スル事項
- 二 縣ノ歲入出豫算及縣經濟ニ關スル事項
- 三 縣有不動産營造物ノ管理(他ノ主管ニ屬スルモノヲ除ク)及處分ニ關スル事項
- 四 各種選舉ニ關スル事項
- 五 市町村其ノ他公共團體ノ行政財政ノ監督ニ關スル事項
- 六 市町村吏員ノ互助共済施設ノ指導監督ニ關スル事項
- 七 行政區劃及其ノ名稱並廳舍位置ニ關スル事項
- 八 公益法人ノ監督ニ關スル事項(他ノ主管ニ屬スルモノヲ除ク)
- 九 市町村長ノ委任事務ニ關スル事項
- 一〇 民籍ニ關スル事項
- 一一 縣及市町村其ノ他公共團體ニ對スル重要物資ノ需給統制

00723

- ニ關スル事項
- 一 國家總動員事務(他ノ主管ニ屬スルモノヲ除ク)ニ關スル事項
- 二 他部他課ノ主管ニ屬セザル事項

地方課

- 一 市町村其ノ他公共團體ノ行政及財政ノ實地指導監督ニ關スル事項

振興課

- 一 地方自治ノ振興ニ關スル事項
- 二 町内會、部落會等ノ整備指導ニ關スル事項
- 三 選舉肅正ニ關スル事項
- 四 國民精神總動員及大政翼贊運動ニ關スル事項
- 五 國民貯蓄獎勵ニ關スル事項
- 六 金ノ蒐集並廢品回收運動ニ關スル事項
- 七 事業關係事務連絡ニ關スル事項
- 八 時局ニ關スル情報ノ蒐集及啓發宣傳ニ關スル事項
- 九 其他啓發宣傳ニ依ル事業關係事務ニシテ他課ノ主管ニ屬セザル事項

稅務課

- 一 府縣稅ノ賦課徵集ニ關スル事項
- 二 地方分與稅ノ分與ニ關スル事項
- 三 市町村間ノ營業稅ノ分割ニ關スル事項
- 四 其ノ他稅務ニ關スル事項

經經部

農務課

- 一 獻穀ニ關スル事項
- 二 普通農事ニ關スル事項
- 三 農產物検査ニ關スル事項
- 四 農會及農事實行組合ニ關スル事項
- 五 經濟更生ニ關スル事項
- 六 農山漁村負債整理及農村金融改善ニ關スル事項
- 七 產業組合及農業倉庫ニ關スル事項
- 八 農地ニ關スル事項
- 九 海外集團移民並内地移住ニ關スル事項
- 一〇 販賣統制及販賣斡旋ニ關スル事項
- 一一 副業及農村工業ニ關スル事項

00724

- 一 農山漁村授産施設ニ關スル事項
- 二 農業保險ニ關スル事項
- 三 肥料取締ニ關スル事項
- 四 米穀統制法及米穀自治管理法ノ施行ニ關スル事項
- 五 食糧需給調整ニ關スル事項
- 六 農山漁村勢力調整ニ關スル事項
- 七 氣象ニ關スル事項
- 八 畜産業ニ關スル事項
- 九 家畜傳染病(狂犬病豫防ニ關スルモノヲ除ク)及家畜衛生ニ關スル事項
- 一〇 獸醫師及蹄鐵工ニ關スル事項
- 一一 軍馬資源保護ニ關スル事項
- 一二 種馬統制ニ關スル事項
- 一三 畜牛登録ニ關スル事項
- 一四 蠶絲業ニ關スル事項
- 一五 部中他課ノ主管ニ屬セザル事項

紀元節國民奉祝實施要綱

趣旨

紀元二千六百年の紀元節に當り、聖徳を欽仰し、聖壽の無窮を壽ぎ奉ると共に思を神武天皇の創業に馳せ億兆心を一にし時艱を克服し、以て國威の昂揚に屆むる國民の覺悟を固むる趣旨の下に奉祝を行ふ。

實施方法

- 1 當日午前九時を期し「國民奉祝の時間」を設定し左記要領に依り國民奉祝の途を講ずること。
- 2 此の爲同時刻には汽笛、サイレン、鐘其他適當なる周知方法を講ずること。
- 3 尙ラデオは同時刻には「國民奉祝ノ時間」の放送を行ふこと。
- 4 各家庭に於ては「國民奉祝ノ時間」にそれ〳〵宮城遙拜を行ふこと。
- 5 市區町村に在りては市區町村民のため、神社、學校公會堂等適當なる場所に於て祝賀の方法を講じ、本文趣旨の徹底を圖ること。
- 6 官公衙、學校、銀行、會社、工場、船舶等に於ては式典を行ふと共に本文趣旨の徹底を圖ること。
- 7 官國幣社以下神社に於て執行せらるゝ紀元節祭には市區町村民は多數參列すること。
- 8 尙神社の祭典は成るべく午前十時を期して執行せらるゝ様取計ふこと。
- 9 式典其他奉祝の行事は神社の祭典と密接なる關聯の下に行ふこと。

00725
00726

獨逸の 勃興と その



國民生活



ドイツが現在のやうに急激に勃興して来たといふことについては色々な原因があるのでありますが、其の最も大なるものはヒットラーが八年前に政權を取つてから新しい國民精神をドイツ國民に植付けたといふことが一番大きな原因であると思はれます。

此の新しい國民精神をヒットラーは決して新しいとは申して居らぬのでありまして、昔のゲルマン、即ちドイツ人の精神に還れ昔はさういふ精神であつたがラテン文明其の他の爲に近頃變つて来た。だから昔に還れといふ風に説明して居ります。

是等についてヒットラーの説いて居ることは色々ありますが、其の中で特に吾々にとつて面白いと感ずることは先づヒットラー

の考へ方は、將來のドイツ國を作るのにはドイツ人の純潔な血から出来て居る、又ドイツ人の住んで居る土地を併せた大きな國を作らうといふことであります。さうして國民に教へるのには先づ第一に犠牲心の涵養といふことを非常に高唱して居ります。例へば近頃日本でも云はれて居る公益優先といふことでありますが、是をヒットラーは既に早くから申して居るのであります。公衆の利益は個人の利益の先に立つといふことをいつて、國民を非常に訓練いたしました。

日本には「滅私奉公」といふ精神が昔からあつて、何もこのヒットラーのやつたことは珍らしいことではないのであります。從來物質主義であるとか自由主義であるとか、或は個人主義といふやうなもので育つて来たドイツ國民に、ヒットラーが公益優先即ち日本の滅私奉公の精神を入れた。しかも力強くそれを入れたといふことが今日のドイツの興隆、或は今回の戦争に非常な成果を現はした原因であります。

いふことは非常に面白いと思ふのであります。

其の色々な機會に國民が勇氣を持たなければならぬといふことを絶えず總統が口にして居ります。凡そ一國の興る時は必ず國民の間に奮勃たる勇氣があるのであります。これは我が國の維新史を讀んで見るとよくわかります。近頃日本で早寝早起とか禁酒禁煙とかいふやうなことが要求されてみましたが、是はもとより大事なこと、勿論實行しなければならぬが、一番大切なことは勇氣である。戰場に於ても、或は國內に於ても、總ての苦難に打克つて積極的の政策を遂行する上に於ては勇氣といふことが大事であります。此の勇氣の涵養についてはお互が深く思ひを致さなければならぬではないかと考へます。

次に總統は名譽といふことを非常にやかましくいつて居る。今度の戦の初にも「ドイツは物の爲に戦ふのではない。名譽の爲に戦ふのだ」と申して居ります。是も日本には古くからある精神であります。しかし動もすると名譽よりも物といふ感じに、今日になり易い傾向があるのではありますまいか。例へば從來アメリカに對して執つた行動の如きも、ガソリンが來ないとか層鐵が來ないとかいふ、物の先に立つた考へも少くなかつたのではないかと考へるのであります。

ヒットラーは此の名譽といふことを非常に推奨しまして、最近大學生には、自分の名譽を守る爲には血闘しても宜しいといふになりました。是をよいこととして直ちに日本に入れようと云ふのはありませんが、其の位に名譽を守ることが必要だといふことを國民に注ぎこんで居るのであります。其の結果は又今回の戦争に非常に現はれて居るのであります。

それから、ヒットラーが自ら實行し、且つ非常にやかましく要求して居ることは卒先躬行といふことであります。日本にも卒先躬行とか、身を以て範を示すといふやうな精神は昔からあつたのであります。ヒットラーが是を如實に實行して居るのであります。吾々はヒットラーのことを總統と申して居りますけれどもドイツ語ではヒューラーといひますが、ヒューラーといふのは先達といふことで、八千萬のドイツ國民は俺の後に隨いて來いといふのがヒットラーのやり方であります。

是は色々な事例に現はれて居りまして、先づ私行から申しましたもヒットラー自ら禁酒、禁煙であります。肉も食はない。非常に質素な暮しをして居る。又この前のオーストリアの併合の時、或はチエッコの併合の時、「留守はゲーリング頼む」といつて何時も先頭部隊と一緒に危険を冒して飛込んで居ります。今度のポランド戦争、西部戦線に於ても同様であります。ヒットラーが一昨年九月一日演説して居る中に「自分は今度の戦でドイツの爲に死ぬことは勿論覺悟してゐる。であるからお前達も覺悟せよ。吾々個人の命を棄てることはドイツ國家の死ぬことに較べれば何でもないことだ」といつて國民の士氣を鼓舞して居り、又同じ演説の中に「自分は自分の出來ないことを決してドイツ國民に要求せぬ」といつて居る。そして其の通りやつて居ります。

此の氣風は非常に下の方に移つて居りまして、例へば軍に於て

00726

は先般アムステルダムを攻める時落下傘部隊の師團長が一番先に落下傘で降りて重傷を負うて居る。ゲリング元帥は自分の飛行機を操縦してロンドンの上を飛ぶ。或は此の方面の空軍の指揮官ゲッセルリング元帥は自分が始終操縦してロンドンの上を飛んで居ります。統帥に於ても此の氣風が非常に横溢しまして、五人の頭は五人の先達である。自分が先に行けば其の五人は自分に隨いて来る。五十人の頭なら其の五十人の頭が一番先に先達になつて、貴様等俺に隨いて来いといふ統帥、或は指揮の方法であります。是がドイツに於て非常な花を咲かせて居るのであります。

それからもう一つ、ドイツに於ても前大戦後の短時日にあの大國を建設したのでありますから、國民の生活は實に切り詰めて居る色々な窮乏がありますが、併し不平の聲を聞きませぬ。是は政治、或は國民性等色々な原因に依りますが、一つ特に目立つことは國民が同じやうに苦しみを負擔するといふことか非常によく出来てゐるといふ點であります。

例へば一つの重い物を十人で擔ぐ時、肩を一部空けて居る者があつたら其の者は重さを擔いで分擔して居るやうに見えるけれども、實は一つも負擔してはゐないのであつて、その重さだけは他の者の方にかゝつて居るのであります。隨つて國民の中からは肩を一部空けるやうな考へを持つ者は出さぬといふことが第一であつて、又さういふ者があつたらそれを監視し指導するものが直ちに其の中からつまみ出すといふ事が必要になつて来ます。是が今日ドイツでは非常によく出来て居ると思ふ。極く卑近な例であり

ますが、例へばドイツに於てはパン、コーヒ、バターといふやがな者には一切混ぜ物をしなければならぬ規則になつて居りますが、さうなつて居ると相當の宴會に行つてもやはり混ぜ物をした物しか出さない。又一流のホテルに行つてもそれしか出しません如何に金を出しても他のものは食べられぬといふやうな譯であつて、其の他一般の社會施設と相俟つて國民が平等に苦みを負擔して居るといふ事になつて居ります。上になる者が下の者を率ゐて行くのに平等の苦みを持たすやうに、又喜んでそれをするといふ氣風を養成して行く事は非常に必要であると思ふのであります。

まだヒットラーの新しい精神は色々ありますが、大体今申した所を觀察致しますと、別に吾々日本人にとつては珍しいことは何も無い。二千六百年以來吾々が承け繼いで来た所でありますが、併しドイツに於ては實をいへば今日の日本に於けるよりも以上に是等のものが發揚されて居るではないかと感ぜられます。

是は或は譬が當つて居らぬかも知れませぬが、片方は七八年前からかういふ新しい精神を注ぎ入れた。こちらは二千六百年來さういふ立派なものを持つて居る。是を譬へていふと日本の民族はさういふことに關して免疫性が餘り強くなつたのではないか。ドイツ民族は八年以前迄は自由主義とか個人主義とかいふもので育てられて来たのであるから、そこに新しい精神が入られて、恰度免疫性のない身体に何か新しいものが入つて来たといふ風で、今日の駭々たる進歩を見たのではないかと考へるのであります。若しさうだとすれば、我が二千六百年來傳はつて居る所の日本

の精神といふものは磨きに磨き、鍛へに鍛へ上げたものであつて八年前に新しく入れられたドイツのものとは較ぶべくもない立派な根柢と傳統を持つて居る。であるから若し假りにそこに曇りが生じて居るとするならば、吾々は是を直ぐ拭はなければならぬ。若し是を拭つたならば、今ドイツに作られたものよりも遙に燦然たる光を行揮すると確信する次第であります。

(農業増産報國推進隊訓練所に於ける 陸軍中將大島活氏講演摘録)



公有牧野管理方法設定に就て

公有牧野の管理方法設定については夫々各關係方面に於て手段を講ぜられてゐるのであるが、未だ之が設定の向が少いのは甚だ遺憾であるばかりでなく、牧野の維持確保並びに整備擴充をなすことは時局柄實に焦眉の急務といはねばならぬ。よつて縣では市町村有のものは勿論部落有のもので特殊事情あるものを除き市町村長に於て精々指導督勵し、使用收益權者と協議して管理方法を設定して認可申請の取計方を講ずるやう通牒を發した。今、參考の爲これが設定上の關係法規について記すと、牧野法

第二條

地方公共團體ハ其ノ所有スル牧野ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ管理方法ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ認可ヲ受ケタル管理方法ヲ廢止シ又ハ變更セントスルトキ亦同ジ
行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ管理方法ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

とあつて、地方公共團體は其の所有する牧野の管理方法を定める義務があるのであるが、本條に云ふ「地方公共團體」とは行政區域を以て地域とする公共團體を云ひ、道府縣・市町村及び部落有財産を有する部落即ち法人格の部落をも含むものであつて、「命令ノ定ムル所ニ依リ」とは、牧野法施行規則第十條に

牧野法第二條ノ牧野ノ管理方法ニハ左ニ掲グル事項ヲ定ムベシ
一 牧野ノ位置
二 牧野ノ地積
三 牧野ノ區域
四 牧野ニ於テ放牧又ハ採草ヲ爲ス者ノ範圍

と定められて居り、又同施行規則第十三條には
牧野法第二條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ第十條第一號乃至第三號ニ掲グル事項ヲ明ニスベキ圖面ヲ添付シ之ヲ地方長官ニ提出スベシ
とあつて、右第十條に依つて設定すべき管理方法の項目を示し、第十三條に手續を示されてゐるのであるが、左の除外例がある。

即ち同施行規則第十一條に
森林法第九條ノ規定ニ依リ施業案若ハ施業要領ヲ定メタル土地

00729

又ハ同法施行規則第二條ノ規定ニ依リ森林トシテ管理スベキモノト區分シタル土地ニ付テハ牧野法第二條ノ牧野ノ管理方法ヲ定ムルコトヲ要セズ

とあつて、林政上の見地から其の土地の利用方法が確立してゐるものに對しては、牧野法に依る管理方法は定むるの要なきことを明記されてゐる。しかし施業案又は施業要領の定めのない土地、又は森林法施行規則第二條に依り森林として管理區分が定めのない土地は、假令外觀が森林状態を呈してゐても其の林間で放牧又は採草を續行してゐる土地は、牧野として管理方法を設定する義務があるのである。

次にこれが獎勵の途としては牧野改良獎勵規則が制定されてゐるが、その第二條第四號に依り地方公共團體の牧野の管理方法を設定若しくは改定に要する費用に對しては、申請に基き政府より獎勵金があつて、牧野一陌に付き四十錢以内を交付せられる。

右獎勵金は管理方法の設定若しくは改定の爲に行ふ測量及び設計(改定の場合には測量のみ)に要する測量技術者の給與・旅費・助手雇費及び雜費(器具機械の購入又は借入費・消耗品費・通信費・運搬費)に付き交付せられるのである。しかし一應土地臺帳の面積及び圖面に依つて管理方法を設定し、後日適當な機會に實測を行つて改定する方が實際上便利であらう。

尙認可申請書、管理方法書等については市町村役場に於て審か

× ×

示せ銃後の

底力 !!



我が國は支那事變第五年を迎へ、而も現下に於ける國際關係はいよゝ緊迫し、太平洋上嵐を孕んで何時如何なることを惹起するか容易に逆睹し難き非常時局に逢着してゐるのであります。此の情勢に對處するために高度國防國家の確立が最も緊急となり之がための手段として所要資金の調達こそ、凡ゆる國策を遂行する上に必須でありまして、國民貯蓄の増強はいよゝ切實となり又その重大使命を加ふるに至つたのであります。

此の時に當り政府に於ては日本勸業銀行に命じまして、最も國民の貯蓄の仕易く日つ趣味と實益を兼ね備へた貯蓄債券と報國債券を次の要項により、來る二月二十一日を期して全國一齊に賣出すこととなりました。吾々國民は…將士は銃劍・我等は債券…の國策要語に副ひ奮つて債券を買ひ求め、銃後國民の務を完ふし前古未曾有の難局を打開し、而して我が國傳統の理念たる八紘一宇世界新秩序發足への底力を示さうではありませんか。

第二十回貯蓄債券

- 一 發行額 參千萬圓
- 一 賣出價格 拾圓(拾五圓券) 五圓(七圓五拾錢券)

發行要項

00730

- 一 割増金 一等 貳千圓以下多數
- 一 抽籤 每年六月・十二月各一日
- 一 最終償還期 昭和三十六年一月

第六回報國債券

- 一 發行額 貳千萬圓
- 一 賣出價格 拾圓・五圓
- 一 割増金 一等 壹萬圓以下多數
- 一 抽籤 每年六月一日
- 一 最終償還期 昭和二十六年七月

◆特典…債券とも日本勸業銀行、郵便局に保管を委託になれば無料でお取扱ひをすることになつてゐます。又報國債券には賣出後二ヶ年以内に保管のものには元金償還の際元金に對し百分の七の特別割増金が附與せられます

銃後の軍

統制法規は



國民學校の 實施を前に 教員鍊成

縣では國民學校が近く制定實施せられるので、之に備へるため縣下百五十餘名の正、准、代用教員に對して國民學校精神の徹底並に知的訓練を施して資質の向上を期すると共に、修道的行事及び宿泊訓練を施して意思の鍛鍊を圖り、特に師表たるの信念を鞏固にするため、次の要綱に依つて鳥取、米子、倉吉の三ヶ所に於て小學校教員宿泊鍊成講習會を開催することとなつた。

尙ほ受講者は毛布、空氣枕、寢卷、雑刀、作業服、ノート、上靴、洗面入浴手廻品、防寒具等を携行することになつてゐる。

- 一期 日
- △鳥取 二月六日より十日まで (公會堂)
- △米子 二月四日より八日まで (公會堂に於て)
- △倉吉 二月六日より十日まで (成徳小學校)

- 一行 事
- イ 國民學校精神の徹底及び知的訓練
- ロ 體操、雑刀の實演訓練
- ハ 朝禮、神社參拜、作業奉仕等修道的朝の行事
- ニ 勤勞作業

ホ 每晚講話座談會、研究會
〜 共同宿泊に依る生活指導團體訓練

二月五日發行「週報」「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

寫眞週報第一五四號掲載内容

- 一 表 紙……進水する米國海軍新鋭驅逐艦
- 一 野村駐米大使鹿島立つ
- 一 何が爲に軍擴を急ぐ……最近の米國海軍
- 一 太平洋完全制壓をめざし、わが東亞共榮圈確立を妨害せんとして軍擴に狂奔する米國海軍最近の形相
- 一 太平洋とアメリカ海軍 (讀物)……
情報局情報官 上田海軍機關中佐
- 一 アメリカの中南米工作 (讀物)
- 一 二月のカレンダー
- 一 スパいの謀略を防げ……對謀略防衛研究演習……大阪・神戸
- 一 村から村へ移動劇團
健全な娛樂を働らく村へ提供しようとする移動劇團が長
野縣穂高の部落を訪れた
- 一 國民演劇臺本 (讀物)……(隣組の守護)
- 一 脚本朗讀のすゝめ (讀物)
- 一 皇國民の鍊成は教師から 文部省教學局
- 一 其他 軍事郵便早わかり (下) 寫眞週報問答等

週報第二二六號掲載内容

- 一 昭和十六年度豫算の概要
- 一 輸出品及輸出用原材料配給統制規則解説
- 一 國民職業指導所について
- 一 大陸の綜合戰況
- 一 前線から銃後へ
- 一 大政黨贊會の地方組織計畫
- 一 國共抗爭と共產軍の近狀
- 一 國防保安法案について

XXXXX

XXXXXX

昭和十六年二月七日印刷
昭和十六年二月七日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所